



各 位

双日ホールディングス株式会社 双 日 株 式 会 社 広報部 部長 吉村 剛史

産業活力再生特別措置法の適用認定について

既に、一部で報道されていますように、当社は昨日(10月28日)経済産業省より、 当社の新事業計画に対し<u>産業活力再生特別措置法</u>(「産活法」)の適用認定を取得致し ました。

産活法は、経済産業大臣の認定を受けた企業に対し、商法や税制の特例などで政策支援をおこなう法律です。企業が生産性の向上と健全な財務体質を目指し、その事業計画が一定の基準を満たせば、認定を受けることが可能となります。産活法は、いわば企業単位での特区を作ることにより、企業の様々な経営努力をサポートする法律です。

今回、申請が認められた結果、当社は、登録免許税の軽減措置を受けることが可能となりました。通常であれば増加資本金額に対し0.7%が課税されますが、産活法の認定を受けますと、それが0.15%まで軽減されます。

当社が公表しております、本日(10月29日)実行される優先株による第三者割当 増資に対して本軽減措置が適用されます。

尚、産活法の認定は、「産業再生機構」の利用とは全く別のものです。

産業活力再生特別措置法の詳細につきましては、経済産業省のホームページ (http://www.meti.go.jp/policy/index05.html)をご参照ください。

以上